

告示

埼玉県告示第九百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
さいわい内科クリニック	草加市旭町一―四―四六旭町ヤマサコ一ポ一〇一	令和三年四月三十日
わらび整形外科医院	東松山市西本宿八一六―八	令和三年六月三十日
渡辺歯科医院	春日部市櫛字石神四三七―一	令和二年十月三十一日
久喜エンゼル歯科クリニック	久喜市青毛二―二―一八	令和二年十月三十一日
ホワイト歯科	上尾市原新町一九―四エステート北上尾一〇一	令和三年六月二十七日
吉川美南デンタルクリニック	吉川市美南三―二三―一イオンタウン吉川美南十七街区一〇九	令和元年十二月三十一日
花ぞの薬局	上尾市仲町一―五―八 一B	令和三年七月十日
アイセイ薬局 谷塚駅前店	草加市瀬崎一―九―一 一F	令和三年六月三十日

店 サンリツ薬局 吉川	ひまわり薬局	パル薬局	日本調剤 若狭薬局	日本調剤 狭山ヶ丘 薬局	あおい調剤薬局 二 本松店
吉川市上笹塚三―二三一―二	秩父郡横瀬町横瀬四三七八―三	富士見市東みずほ台一―五―二	所沢市若狭三―二五七六一―	所沢市東狭山ヶ丘四―二六七二―七	朝霞市本町一―三七―一三
日 令和三年六月三十	日 令和三年五月三十	日 令和三年六月二十	日 令和三年六月三十	日 令和三年六月三十	令和三年七月一日